

# 農業再生協議会 担い手・農地だより



「農事組合法人 アースかいだ」の役員・従業員の皆さん  
(後列右から2人目が組合長の下畑 睦美さん、後列右端が事務局長の中村 健さん)

## “御嶽山の麓 寒暖差の大きい開田高原で品質に こだわった農作物を育てる”

農事組合法人 アースかいだ

木曾町開田高原西野

遊休農地解消運動活動に積極的に取り組み、農地の有効活用と地域農業の活性化を目指している農業生産法人。

朝と昼の温度差が15℃以上になる厳しい環境の開田高原で、そば、野菜（スイートコーン、ミニトマト、開田蕪）、花き栽培を行っているほか、えごまオイルの製造など加工や六次産業化にも取り組んでいる。

### Index

- 認定農業者 「農事組合法人 アースかいだ」
- 県・地域の動き 「農業生産法人(株)ファームかずと」農村振興局長賞を受賞ほか
- 農業経営セミナー 「農業経営における人材の活用について」
- 視点 「TPPと日本農業Ⅳ」
- インフォメーション 「農業経営管理能力向上セミナー」のお知らせ
- 支援の窓 「農業経営者総合サポート事業」の取り組み

# 地域の遊休農地を解消し農地の有効活用と地域農業の活性化を目指して

## 基盤整備後の農地の活用が課題

開田高原西野地区は、御嶽山の東側に位置する標高一〇〇〇〜一三〇〇㍍の高原地帯で、木曾地域ではめずらしく平坦な農地が広がり、寒暖差が大きく冷涼な気候を活かして、「御嶽はくさい」や、そばの在来種である「開田早生」、とうもろこし等が栽培されている。



在来種「開田早生」の開花

西野地区は、山間地域で地形的に不利な条件であったため農地の基盤整備が遅れていたが、平成七年から県営担い手育成基盤整備事業に取り組み、一・二・三の畝の水田と畑の区画整理を行うとともに、集落排水事業にも平行して取り組み、生活環境基盤の整備も行っている。ほ場整備した畑は、御嶽はくさいの専業農家を利用して産地化が進んだ一方で、畑地化した水田ではそばを栽培していたが、湿雪等により生産性が低く、また、高齢化が進む中で農地を維持管理することが困難となり、農地の遊休化が進んでいた。

## 遊休農地の解消をめざし組合設立そして法人化へ

このような時、木曾町開

田支所から何とか農地の遊休化を防ぐことはできないかと相談があり、当時の西野地区の町会議員や農業委員、元役場職員など七人により、遊休農地の解消と安定的な玄そばの確保を目的として、任意組合の「開田高原農地活用組合」が平成二十年四月に発足した。その後、より経営責任を明確にするため法人化に向けた検討を行い、平成二十一年七月に「農事組合法人アースかいだ」として設立され、現在では利用権設定された農地は六〇㍍にまで増加している。

この間、地権者から借り入れた耕作放棄地の再生利用にも取り組み、平成二十二年から三年間で一・二の畝の遊休農地を再生してそばの栽培を行うとともに、周囲の農地の遊休化も防止し

ている点が評価され、平成二十四年度の遊休農地活用功績者表彰では長野県農業会議会長賞を受賞している。現在の組合員は組合長の下畑睦美氏以下五名で、六名の従業員と延べ三〇人のパート従業員を雇用して法人経営を行うとともに、そばの播種や刈取り、耕起や堆肥散布、草刈り等の作業受託を行うなど、

木曾町の主要な担い手農家として位置づけられている。また、信州の伝統野菜に選定されている「開田蕪」の栽培と保護に努め、「信州の伝統野菜伝承地栽培認定」を受けている。事務局長の中村健氏に、一風変わった「アースかいだ」という名前の由来についてお聞きしたところ、「アース」には「大地」という意味があり、「アース

表1 経営の概況 (平成29年度)

栽培品目	栽培面積	備考
そば	50.0ha	玄そば出荷(振興公社)、「そばの実(丸抜き)」として販売
野菜	とうもろこし	生食用出荷(スーパー、道の駅)、加工(ジェラード等)委託
	えごま	搾油を外部委託し「えごまオイル」として販売
	開田蕪	すんぎ原料(6.5t)として開田高原振興公社に販売
	ミニトマト	ハウス1棟
花卉(トルコギキョウ)	700m <sup>2</sup>	ハウス7棟:22,000本

表2 主な機械・施設

機械	自社所有	トラクター3台(15PS、41PS、80PS)、播種機1台、全面マルチャー1台
	町所有	トラクター2台(64PS、107PS)、播種機3台、汎用コンバイン5台
施設		ビニールハウス:13棟(1,300m <sup>2</sup> )

（大地）」と「開田高原」にこだわり、木曾町でも農業が盛んな開田の大地を守っていくという想いを込めて、組合名を「アースかいだ」としたそう。

### そば栽培から多品目化や加工による経営の多角化へ

開田高原では、在来種の開田早生を中心に全体で約一〇〇畝のそばが栽培されている。

そば生産農家はすべて「開田高原そば生産組合」に加入し、生産組合から一括して（一財）開田高原振興公社に作業の委託を行い、さらに振興公社から作業の



夏場の主力とうもろこし

再委託を行う形で「アースかいだ」が収穫作業のほぼ全面積を受託している。

また、玄そばは「開田高原そば生産組合」を通じて（一財）開田高原振興公社に一括して販売されている。

そばの栽培に関する機械の多くは町が所有しており、指定管理者である（一財）開田高原振興公社から「アースかいだ」に管理委託されており、機械のメンテナンスは「アースかいだ」が行うものの、減価償却に係る組合の負担は軽減されている。

そば以外にも、とうもろこし、えごま、木曾地域特有の「すんぎ」の原料とな



トルコギキョウの栽培

る開田蕪の生産も行っているほか、地域の担い手や後継者対策として、ハウスを利用したミニトマトやトルコギキョウなどの品目にも取り組んでいる。

特に、トルコギキョウは開田高原のような高冷地での栽培は難しいが、花の発色が深く鮮やかで他の産地に比べて高値で取引されており、平成二十七年年度のJA木曾農産物品評会では最優秀賞を受賞している。

また、生産した農作物を利用して加工にも取り組んでおり、「えごまオイル」や「そばの実（丸抜き）」のほか、近年では規格外のとうもろこしを活用してパウダ



「えごまオイル」と「そばの実」

ーを作り、ジェラードやラクトアイスなどの新商品開発も行っている。

### 開田の農地と農業を守るために

従業員は西野地区を中心として確保しているが、昨年、二名の従業員が退職したため求人を行ったところ、伊那市と駒ヶ根市、また東京都からも応募があり、新たに三名の従業員を雇用している。

木曾の出身者が地域の農業を担ってくれることが望ましいが、採用した東京都の出身者は開田高原に移住しており、今後とも定住して開田高原の農業を担って



とうもろこしアイス

くれば、出身地にはこだわらないと考えているそう。今後の経営展開について事務局長の中村健氏に聞きしたところ、法人として何を主体に経営していくかは非常に難しい話ですが、そばは収量が安定しないことから、まずは収量を上げることが必要で、また、生産性の高い野菜が少ないなかで、夏場はとうもろこしを主体に生産拡大していくこと、ハウスを活用した花き栽培を本格化していくことが経営の安定化につながると考えているそう。

また、「開田のそば」はどこにも負けない味と自負しているので、今後はとうもろこしや開田蕪など、開田高原の特色ある野菜をもっとPRしたいと考えており、特に伝統野菜の開田蕪については、他の生産者と協力し伝統野菜としてしっかりと伝承していくとともに、農産物の生産・販売を通じて開田をもっとPRし、将来的に開田で農業をする人材を育てていきたいと語ってくれた。

（担い手・農地部会  
事務局 若林）

# 県・地域の動き

## 「農業生産法人(株)フ アームかずと」農村 振興局長賞を受賞

五月三十日、都内の文京シビックホールで第一〇回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業(全国農業会議所ほか主催)の表彰式が開催され、信濃町の農業生産法人(株)フアームかずと(代表取締役 竹内寿斗氏)に農村振興局長賞が授与された。

この表彰事業は、耕作放棄地の発生防止・解消を図るため、平成二十年度から実施されており、二十九年度は全国から二〇団体の応募があり、最高位の農林水産大臣賞に次ぐ農村振興局



農村振興局長賞を受ける竹内寿斗代表取締役

長賞を受賞された。

「農業生産法人(株)フアームかずと」は、平成十八年に信濃町の土木建設会社が町内の開拓地三杉を借り入れて農業に参入し、平成二十年に農業部門が独立して農業生産法人として設立された。

その後、立木や雑木が覆

い、借り手のいない条件の悪い耕作放棄地を、農地中間管理機構等を通して売買や借り入れを行い、建設会社のノウハウと自前の大型重機で再生工事と土壌改良を行って規模拡大を図っている。これらの再生事業には、平成二十一年度から二十八年度まで「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を活用しており、法人設立後九年で二五杉が優良農地として再生されている。

また、地元の畜産農家から牛糞、キノコ農家から廃培地等を受け入れて自家製堆肥を製造し、耕畜連携による循環型農業を展開している。

法人には、生産部、加工部、販売部の三部門があり、生産部ではスイートコーン(フルーツコーン)を主体に生産を行い、近年はバレイシヨ、ニンニク、ジネンシヨ等も導入しており、加工部ではスイートコ

ーンの超冷凍技術を自社で開発し、国の六次産業化事業により建設した農産物加工施設で「超冷凍フルーツコーン」を生産し、販売部が独自に開拓した販売ルートで周年販売や海外への輸出にも取り組んでいるほか、最近では自社をはじめ地元産を活用したレストランも開業している。

今回の受賞は、耕作放棄地の再生利用により経営を確立し、地域の中心的な担い手として地域農業を守るという強い想いにより地域農業の振興と活性化を目指して取り組んできた点が高く評価されたものである。

(農業再生協議会担い手・農地部会事務局)

## 「農地利用最適化推進担当者研修会」開催

活力ある農業・農村を築

く「農地利用の最適化」に向け、関係機関・団体が連携を強化して担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等を効果的に推進するため、(二社)県農業会議と当協議会担い手・農地部会の共催で、「農地利用最適化推進担当者研修会」を六月五日に塩尻市で開催した。



農地利用最適化推進担当者研修会

県農村振興課から、担い手への農地集積・集約化に向けた対応として、実効性のある人・農地プランの作成と徹底的な活用に向けて

の支援チームによる重点支援や、昨年九月の関係機関五者合意に基づく一体的な農地中間管理事業の推進について説明があった。

農業会議からは、農地利用最適化に向けての農業委員会組織の推進体制や、農地利用最適化推進委員の具体的な活動について説明があった。

また、農地中間管理機構からは、農地中間管理事業を基軸とした農地集積の推進に向け、本年度重点的に取り組む事項や、機構の活用促進を図るための国のメニュー措置や独自の制度運用について説明があった。

当日は、市町村・農業委員会事務局・JA・地域振興局等の担当者約一三〇名が参加した。

(農業再生協議会担い手・農地部会事務局)

## 「人・農地問題解決促進研修会」開催

長野県農業再生協議会(担い手・農地部会)は八月二日、「平成三十年度人・農地問題解決促進研修会」を安曇野市で開催した。

集落や地域での話し合いにより地域の担い手や農地利用の方向性を明確にする「人・農地プラン」の充実を進めるとともに、「農地中間管理事業」等の制度活用を推進することを目的に開催し、農業委員、市町村、JA担当者など約一三〇名が参加した。

研修会は、県農村振興課の担当者から、「人・農地プランの状況と課題について」として、県の基本的な考え方や、人・農地プランの見直しに向けた課題と対応について説明があった。

また、高山村農業委員会

事務局の原靖徳氏が、「農地の出し手情報収集に向けた農地利用最適化推進委員の取り組みについて」と題し、農地利用最適化委員が新たに設置されたことを契機に、農地の貸し手情報を整備するため、農地所有者への聞き取り調査を実施して人・農地プランに反映させるとともに、農地借受希望者とマッチングを図った事例の報告があった。

講演は、関東農政局担い手育成課長の渡邊明彦氏



講演を行う渡邊課長

が、「人・農地プランが目指すもの」と題し、人・農地プランの必要性やプランを活かした今後の地域振興について、自身が農水省で人・農地プランの施策立案に係わった経験を交えて講演を行った。

(農業再生協議会担い手・農地部会事務局)

## 遊休農地解消月間の取り組み

長野県では、遊休農地の再生・活用を一層推進するとともに、県民への意識啓発を図るために、毎年六月を遊休農地解消月間として集中的に取り組みを行っている。

期間中は、行政や関係団体が連携して遊休農地の解消に向け、農地パトロールの取り組み強化、農地台帳整備の促進、交付金を活用した遊休農地解消の取り

組み促進などを重点的に行っている。

この取り組みの一環として、六月五日に開催された「平成三十年度農地利用最適化推進担当者研修会」において、県農業政策課、県農村振興課、農地中間管理機構から遊休農地にかかる法令事務や発生防止対策などについて説明を行い、遊休農地解消に向けた機運の醸成を図った。

また、遊休農地解消月間中は、各市町村、農業委員会では、農地パトロールの実施や、今後行われる「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」について検討を行ったほか、CATVや広報誌を使った啓発活動、市(市再生協)単独事業による遊休農地の再生など、様々な取り組みが行われた。

(農業再生協議会担い手・農地部会事務局)

## 農業経営における 人材の活用について

(その1)

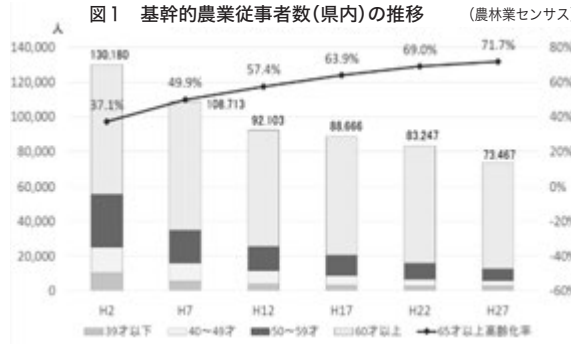
長野県農業技術課 副主任専門技術員 高橋 英昭

### 人材は最も大切な経営資源

農業に限らず事業の経営とは、「経営資源を活用して新たな付加価値を生むこと」と言えます。この経営資源の中でも重要なのが労働力、機械や施設、資金を表す「ヒト・モノ・カネ」です。逆に言えば、「ヒト・モノ・カネ」を「経営資源」として最大限に活用することが、これからの農業経営者に求められています。

### 長野県の農業従事者数

農業の担い手不足・高齢化は現在も進行して、長野県の基幹的農業従事者数は、二〇一五年に、七三、四六五人（農林業センサス）で、二〇年間で三二割以上も減少し、六五才以上の占める割合は七一・七％になっています。（図1）



二二年には、約六二、〇〇〇人になると予測されています。

基幹的農業従事者（自営農業者）が減少する一方で、大規模農家などで、雇用されて働く人は、七九、九八八人（二〇一五年、農林業センサス）で、雇用労働者が農業生産を担う重要な存在になっています。

こうしたことから、今後は、「人」の活用がいかに重要かが分かります。さて、人の活用を考える時に、二つの視点が大切です。

### 産地維持へ地域の取り組み

農業では、農作業が集中したり、逆にほとんど作業が無かったり、時期により農作業の量と内容が大きく変動します。経営者は、忙しい時だけ作業する人を求め、一方、働く人からすると、働く日数が少なく、期待する収入が得られないというギャップが生じます。

近年急激に、農業と他産業で人材確保の競争が厳しくなっており、業者確保に向けて、このギャップを縮める必要があります。

また、他品目の農家や、場合によっては他産業・他地域と連携して、作業者に仕事をリレーして働いてもらう仕組みづくりも必要と考えます。

一つは、現場で農作業を担ってもらう作業者としての「人」、もう一つは、農業経営のマネジメント人材です。今回は、作業者としての人の活用について考えます。

そこで、地域の農業者や関係機関の連携協力が必要です。大都市の住民にボランティアで農作業をしてもらう体制、近隣の住民を中心に有償で農作業をする組織、福祉施設による農作業の受託など、各種の農業労働力を補完する取り組みがされています。（表1）

大切な人材が定着するために、個々の農家側では、雇用条件や作業環境を整える必要があります。

賃金は最も重要な要素ですが、その他にも、①子育てや介護などで働ける時間が細かく変わるニーズに対応して、フレキシブルに対応する体制をつくる、②作業を細分化し経験の少ない人でも作業をしやすくする、③作業計画をカレンダーで示して個人の予定を調整しやすくすることなど、働く人の目線で、働き安さが求められます。

作業する人が定着すれば、作業に熟練します。その結果、作業精度が高まり、手順も良くなり、生産性の向上が期待出来るはずです。

働きやすい環境づくりが人材活用のスタートになります。

表1 平成29年度農作業労働力確保に係る取り組み状況 (農村振興課調べ)

区分	市町村数	地区数	作業登録者数(人)	利用農家数(戸)		支援者数(人)	
				延数	実数	延数	実数
農作業請負方式	17	21	808	1,813	1,114	13,438	664
援農ボランティア	7	6	78	422	96	1,216	396
無料職業紹介所	7	6	589	429	334	2,204	361
シルバー人材センター	16	19	2,353	4,358	1,291	14,981	1,066
その他	2	2	23	136	72	189	23
合計	49	54	3,851	7,158	2,906	32,028	2,509

※市町村数合計は実数



# TPPと日本農業

XVIII

## — 複雑化する貿易交渉と深刻化する危機 —

農的社会デザイン研究所

代表 蔦 谷 栄 一

### 大混乱の世界経済

トランプ大統領の「本領発揮」にともない世界経済は大混乱を来しているというのが現状だ。TPPはアメリカ抜きでの発効を目指す、アメリカの動きを横目にして日欧EPAが署名されるとともに、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）での年内合意を目指す動きも急である。一方、米中貿易戦争は激しさを増し加えて七月六日には制裁関税が発動されて重大な影響が出始めているが、これが日米FTAによる日本への圧力強化に結びつきかねないことが懸念されている。

### 年内にも発効かTPP

まずTPP11の動きについてであるが、協定発効に必要な国内対策などの関連法案が六月二十九日に参議院本会議で成立した。これを踏まえて政府は、七月六

日には国内手続きの完了を協定の寄託者であるニュージーランドに通報した。既にメキシコが国内手続きを終えて通報しており、あと四か国が手続きを終えれば六〇日後に発効することになる。オーストラリアやニュージーランドは議会で審議中であり、シンガポールやベトナム等も年内での手続き完了に意欲を示している

と伝えられている。このためTPP11は年内にも発効すると見る向きが多い。別途、タイや台湾、コロンビア、インドネシア等が加入に関心を示していることにも留意が必要である。

### 圧迫される小農経営

あらためてTPP11での合意内容を確認しておく、農林水産物二二二八品目のうち、関税撤廃するのが一八八五品目であり、関税撤廃率は八一分となる。この中の五一・三割は即時関税撤廃となる。

米・乳製品・牛肉・豚肉等の重要五品目についても、五八六品目のうちの七四品目で関税が撤廃される。関税撤廃を免れた重要品目でも関税削減や輸入枠の設定が行われる。

政府は農産物への影響試算を発表しており、TPPで八七八〜一五一六億円の生産額減少を見込んでいたが、TPP11では六〇九〜一〇九三億円の減少にとどまるとしている。その一方で「対策を打つから影響はない」として国内生産量は変わらないとする。輸入量が増えれば国内生産量は減少するのが道理ではあるが、仮に政府の言うとおり

国内生産額は減少しながらも生産量は変わらないということになれば、コスト圧縮による単価低下が前提されていることになる。相対的に高コストの中小規模経営のふるい分けは必至ということになりかねない。

### 米国抜き自由化の推進

日米FTAに先行して協定署名を行ったのが日欧EPAである。日欧EPAは、二〇一三年に交渉を開始しているが、昨年七月に大枠合意するとともに、昨年十二月には妥結しており、今回の署名によって協定内容を確定させたものである。

政府は秋の臨時国会で協定の承認案と関連法案を提出する方針であり、来年初めにも発効する見通しで、状況によってはTPP11と同時に発効する可能性もある。

農林水産物八二割の関税撤廃ということではTPP並とはいえず、ソフト系チーズで輸入枠を大幅に拡大するなど、チーズやパスダ、チョコレート等のブランド力の高い欧州産の輸入増が懸念される。

日欧FTAについても政府はTPPと同様の影響試算を出しているが、いずれも国内農業への影響については楽観視しすぎているとしか言いようがない。

### 本格化する日米FTA

いよいよ本丸となる日米

FTA交渉が本格化しよう。トランプ大統領は、先に鉄鋼とアルミニウムの輸入制限を発動するにあたって、「もう日本にはたまさけない」と述べるなど、安倍首相との個人的関係での特別扱いはしないことを明言している。またTPPからの脱退理由からしてもTPP以上の自由化が前提になろう。

しかも米中貿易摩擦で中国向けの農産物輸出が減少する中、農家の不満の矛先が日本に向けられかねず、厳しい交渉となることは避けられない情勢にある。

### 危機を深める貿易自由化

アメリカの保護主義を諷めるとともに、自由化は善とする風潮を濃くしている。トランプは保護主義者というよりは自国中心主義者であり、アメリカの利益しか眼中になく、自国の利益になる自由化には強硬だ。食料主権や共生を無視しての貿易自由化は弱肉強食でしかなく、持続性を失わせるものである。世界経済は危うい方向に向かっていくように受け止めざるを得ない。

(七月三十日記)

# 農業経営管理能力向上セミナーのお知らせ

経営管理能力の向上や経営の発展に必要な知識習得を図るためのセミナーを開催します。

【開催回数・期日・研修内容等】

回・期日	時間	研修内容(一部変更あり)・講師
第1回 平成30年 12月12日(水)	10:00~12:00	「農業の法人化」 講師：農業経営コンサルタント 井出 万仁 氏
	13:00~15:00	「農業法人の税務」 講師：税理士法人さくら中央会計 税理士 神谷 正紀 氏(農業経営コンサルタント)
第2回 平成31年 1月18日(金)	10:00~12:00	「農業経営の労務管理と社会保険制度」 講師：福島社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 福島 邦子 氏(農業経営コンサルタント)
	13:00~15:00	「収入保険制度について」 講師：長野県農政部 農業政策課(予定)
第3回 平成31年 2月14日(木)	10:00~12:00	「農業の6次産業化」 講師：県農協地域開発機構 地域開発部長 大熊 桂樹 氏(農業経営コンサルタント)
	13:00~15:00	「6次産業化の実践事例」 (事例紹介者選定中)

【会場】

・長野県総合教育センター 第1研修室(塩尻市片丘南唐沢6342-4 電話0263-53-8800)

【対象者】

・認定農業者、農業法人、集落営農組織、地域農業再生協議会(市町村・JA等関係機関・団体の担当者)等

【申し込み方法・期限】

・電話・FAX・メール等で、第1回：平成30年12月3日(月)、第2回：平成31年1月9日(水)、第3回：平成31年2月5日(火)までに【問い合わせ先】に申し込んでください。

【問い合わせ先】

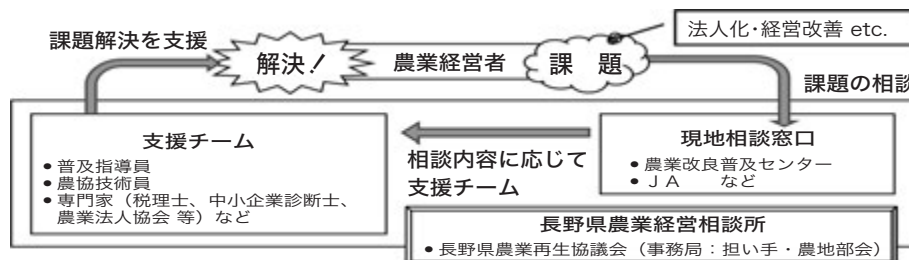
長野県農業再生協議会 担い手・農地部会 担当者：事務局長 若林秀行  
住所：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎(県農業会議内)  
電話：026-237-6287 FAX：026-235-2454  
Eメール：24ninaite@nca.or.jp

\*長野県農業再生協議会(担い手・農地部会)のホームページに後日詳細等を掲載する予定です。

## 支援の窓 さまざまな経営課題の相談に応じる相談所を設置しました

さまざまな農業者の経営課題を支援する「農業経営者総合サポート事業」が平成30年度から始まりました。長野県農業経営相談所が課題に応じて普及指導員等による支援チームを編成してサポートします。「法人化したいが、税務や労務の知識を知りたい」といった高度な課題に対しては、税理士などの専門家を無償で派遣して対応します。

【事業スキーム】



【問い合わせ先】 地域の農業改良普及センター など  
または、農業再生協議会担い手・農地部会(電話：026-237-6287)